

空家等対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項に基づく基本指針の変遷

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行時（平成 25 年 5 月 26 日）

「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「空家法基本指針」という。）」（H27.2.26 総務省・国土交通省告示第 1 号）

～協議会の組織～

この協議会は、法に規定されているとおり空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、例えば、

- ①空家等が特定空家等に該当するか否かの判断、
- ②空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針、
- ③特定空家等に対する措置の方針など

に関する協議を行うための場として活用することも考えられる。

上田市空家等対策協議会設置要綱の施行（H29.12.22）

（任務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

空家法基本指針の改正時（令和 3 年 6 月 30 日）

が変更部分

基本指針

～協議会の組織～

この協議会は、法に規定されているとおり空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、例えば、市町村長が特定空家等に対する措置を講ずるに当たって参考となる、

- ①空家等が特定空家等に該当するか否かの判断の基準、
- ②空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針、
- ③特定空家等に対する措置の方針など

に関する協議を行うための場として活用することも考えられる。

上田市空家等対策協議会設置要綱の改正

改正なし

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（令和5年12月13日施行）

に伴う空家法基本指針の改正 が変更部分

基本指針

～協議会の組織～

この協議会は、法に規定されているとおり、空家等活用促進区域や空家等活用促進指針に係る事項を含め、空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、例えば、市町村長が管理不全空家等や特定空家等に対する措置を講ずるに当たって参考となる、

- ①空家等が管理不全空家等又は特定空家等に該当するか否かの判断の基準
 - ②空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査等の方針
 - ③管理不全空家等又は特定空家等に対する措置の方針など
- に関する協議を行うための場として活用することも考えられる。

上田市空家等対策協議会設置条例（R6年度中施行予定） ＜要綱から条例に格上げ＞

- (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 空家等が管理不全空家等又は特定空家等に該当するか否かの判断の基準
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 管理不全空家等又は特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

参考：上田市空家等対策協議会設置要綱 第3条

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項